

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

平成28年10月6日

①学校名:	鹿児島大学	②所在地:	鹿児島県鹿児島市郡元1丁目21番24号		
③課程名:	大学院医歯学総合研究科 医科学専攻修士課程 高度メディカル専門職コース	④正規課程/履修証明プログラム:	正規課程	⑤開設年月日:	H25.4.1
⑥責任者:	医歯学総合研究科長 馬場昌範	⑦定員:	医科学専攻10名 (H27年度高度メディカル専門職 コース修了者数4名)	⑧期間:	2年間
⑨申請する課程の目的・概要:	このコースでは、医療スタッフ等の高度専門職を志向する社会人学生を主な対象とし、本コース修了後に鹿児島県内の中核医療機関のそれぞれの部門で、専門的な知識や修士課程で学んだ考え方などを背景に、指導的な立場で若い人材に刺激を与え、チームリーダーとして活躍し、医師を含めた他の領域のスタッフとも協調して現場の課題に取組み、中核医療機関としての役割を果たせるような人材の育成を目指している。本コースでは、組織学、生理学、薬理学、統計学等の基礎的技術やDNA・RNA研究、蛋白・酵素研究等の先端技術幅広く習得できる科目を提供し、また、高度専門職を志向する受講者のニーズに適合するよう、医学・医療に直接関連する内容の科目を開講するなど、高度複雑化した医療に対応できる専門職としての医療スタッフの育成を目指した理論を学ぶことができる。				
⑩4テーマへの該当の有無	地方創生	⑪履修資格:	下記のいずれかの受験資格を満たし、かつ本学が実施する入学試験に合格した者 ・学校教育法第83条に定める大学を卒業した者 ・学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者 ・外国において、学校教育における16年の課程を修了した者 ・外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者 ・我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 ・専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者 ・文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月7日文部省告示第5号) ・大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本研究科において認められた者 ・個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認められた者で、22歳に達したもの(学校教育法施行規則第155条第1項第8号)		
⑫対象とする職業の種類:	メディカルスタッフ(臨床検査技師、薬剤師、歯科技工士、放射線技師、看護師、介護福祉士、メディカルコーディネーター等)				
⑬身に付けることのできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) ヒトの疾病の予防と治療、環境の保全と社会の発展に応用できる専門的知識 専門家として当該業務を改良・発展させることができるような最新の情報・技術		(得られる能力) 指導的役割を担いながら社会貢献できる実践的能力 地域が抱える課題を自ら発見し、これに取り組みむ能力		
⑭教育課程:	「人体の構造と機能」や「疾病論・病因論」、「高度メディカル実習」等の科目によって基礎的な医療・医学に関する知識を習得するとともに、「医科学論」、「医科学研究(B)」によって、自らが選択した分野の専門知識・技術を実験・実地調査・グループディスカッションを通じて修得する。病院・保健所・検査機関等での実地研究を通じて課題発見・解決能力を習得させる。				
⑮修了要件(修了授業時数等):	30単位以上の修得、修士論文の提出及び審査の合格				
⑯修了時に付与される学位・資格等:	修士(医科学)				
⑰総授業時数:	55 単位	⑱要件該当授業時数:	48単位	⑲要件該当授業時数 / 総授業時数:	87%
⑲要件該当授業時数 / 総授業時数:	企業等双方向実務家				
⑳成績評価の方法:	出席状況、筆記試験の成績、プレゼンテーションの内容、質疑応答の内容等を総合的に判断する。				
㉑自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。「医歯学総合研究科教育委員会」において、本プログラムの成果の検証や評価を行う。				
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	修了者に対し、アンケートや面接調査を実施し、その結果を教育委員会で検討することにより効果を検証する。				
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 医歯学総合研究科と連携講座設置に関する協定を締結している鹿児島市立病院から地域の中核的医療機関としての視点に基づく教育課程の編成についての意見を医歯学総合研究科教育委員会修士課程部会において聴取し、意見を取り入れながら教育課程の編成を行う。 (自己点検・評価) 本課程の企画・運営を担う医歯学総合研究科教育委員会修士課程部会にてプログラムの実施状況と内容についてとりまとめ、鹿児島市立病院に評価を依頼する。鹿児島市立病院の評価を踏まえ、医歯学総合研究科教育委員会及び企画委員会に付議して教育効果等を検証するとともに、課程の点検、評価を行う。				
㉔社会人が受講しやすい工夫:	夜間・休日・週末の開講、集中講義、奨学金の案内、託児所				
㉕ホームページ:	(URL) http://www2.kufm.kagoshima-u.ac.jp/				

事務担当者名:	前田やよい	所属部署:	鹿児島大学大学院医歯学総合研究科等学務課医歯学大学院係
連絡先:	(電話番号)099-275-5120 (E-mail) isggdi@kuas.kagoshima-u.ac.jp		

*パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。